

(第1条関係)寒川町手数料条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(手数料を徴収する事務及びその額)</p> <p>第2条 地方自治法第227条の規定により手数料を徴収する事務は、次に掲げる事務とし、当該事務に係る手数料の額は、次の各号に特別の計算単位の定めがあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につき当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(加える)</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5)～(34) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(手数料を徴収する事務及びその額)</p> <p>第2条 地方自治法第227条の規定により手数料を徴収する事務は、次に掲げる事務とし、当該事務に係る手数料の額は、次の各号に特別の計算単位の定めがあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につき当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報</u>の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第11条第1項の規定に基づく通知カードの再交付(追記欄の余白がなくなったときの再交付、町又は地方公共団体情報システム機構の過失による紛失等又は誤交付に係る再交付、個人番号又は住民票コードの変更による返納後の再交付及び国外転出による返納後の再交付を除く。) 1枚につき500円</p> <p>(4)の2 (略)</p> <p>(5)～(34) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>

(第2条関係)寒川町手数料条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(手数料を徴収する事務及びその額)</p> <p>第2条 地方自治法第227条の規定により手数料を徴収する事務は、次に掲げる事務とし、当該事務に係る手数料の額は、次の各号に特別の計算単位の定めがあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につき当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(手数料を徴収する事務及びその額)</p> <p>第2条 地方自治法第227条の規定により手数料を徴収する事務は、次に掲げる事務とし、当該事務に係る手数料の額は、次の各号に特別の計算単位の定めがあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につき当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情</p>

報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第1項の規定に基づく通知カードの再交付

（追記欄の余白がなくなったときの再交付、町又は地方公共団体情報システム機構の過失による紛失等又は誤交付に係る再交付、個人番号又は住民票コードの変更による返納後の再交付及び国外転出による返納後の再交付を除く。）

1枚につき500円

（加える）

（加える）

(4)の2 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付又は住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の18第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの再交付 1枚につき500円

(5)～(34) (略)

2 (略)

～略～

報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第1項の規定に基づく通知カードの再交付又は同省令第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付（追記欄の余白がなくなったときの再交付、町又は地方公共団体情報システム機構の過失による紛失等又は誤交付に係る再交付、個人番号又は住民票コードの変更による返納後の再交付及び国外転出による返納後の再交付を除く。）

ア 通知カードの再交付 1枚につき500円

イ 個人番号カードの再交付 1枚につき800円

（削る）

(5)～(34) (略)

2 (略)

～略～

(附則)

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。